

鳥取県教育委員会告示第22号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年9月28日から施行する。

平成22年9月28日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課 <u>非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験</u>	”	”	教育委員会家庭・地域教育課	鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課非常勤職員採用試験	”	”	教育委員会家庭・地域教育課
略				略			